

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和6年7月30日

支出負担行為担当官

函館地方検察庁検事正 秋 元 豊

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和6年度職員一般定期健康診断業務委託契約
- (2) 仕様等 交付する仕様書のとおり
- (3) 履行場所 交付する仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和7年2月28日（金）

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」・「その他」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者

イ 当庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

なお、上記名簿に記載のない者も、事前に随意契約登録申請書を提出し、当該資格の認定を受けた者は参加することができる。

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供

- 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは
関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用
するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい
る者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒040-0031 函館市上新川町1番13号 函館法務総合庁舎
担 当：函館地方検察庁事務局会計課用度係 南、秋保
電 話：0138-41-1233（直通）
F A X：0138-41-1243
メール：ppo52-yodo.4fp@i.moj.go.jp

4 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、仕様書の交付期間及び交 付場所

(1) 交付期間

令和6年7月30日（火）から同年8月8日（木）まで（土・日を除く。）
の平日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

上記3のとおり

なお、電子メールによる交付を希望する場合には、上記3の問合せ先に電話
にて連絡すること。

5 提出書類の提出期限及び提出場所等

(1) 提出書類

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（令和4・5・6年度分）の写し
（資格を有する該当者のみ）

イ 暴力団排除に関する誓約書（役員等名簿添付）

(2) 提出期限

令和6年8月28日（水）午後5時まで

(3) 提出場所

上記3のとおり

6 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和6年8月29日（木）正午まで

(2) 提出場所

上記3のとおり

7 見積合わせの日時

令和6年8月29日（木）午後2時

なお、見積合わせは非公開で行う。

8 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

なお、検査項目ごとの単価を記載した内訳書を添付すること。

9 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

10 契約保証金の納付

免除

11 契約書又は請書の作成の要否

要

12 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。